

2021年7月1日

在校生の皆様及び保護者 各位

学校法人吉田学園

### 吉田学園 学生生活特別支援制度（第三次）の開始について

学校法人吉田学園では、新型コロナウイルス感染症拡大の環境下、国から北海道に対し5月16日から6月20日まで緊急事態措置が出され、また、その期間において道民及び道内滞在中の方々への行動要請、特に札幌市内を中心とする事業者への休業・営業時間短縮の要請が出されたことを受け、学生（大学・専門学校）のアルバイト収入や保護者など学費支弁者の収入への影響が見られることから、学生生活が困難になっている学生に対して、金融機関の支援を基に、吉田学園独自の特別支援を下記の通り実施いたします。

#### 記

##### 1. 制度名

吉田学園学生生活特別支援制度（第三次）

##### 2. 支援対象

新型コロナウイルス禍の影響により、2021年5月以降に生活環境が著しく低下した学生（昨年の第一次・第二次特別支援を受けた者も対象）

（例）新型コロナウイルス禍の影響により、学生のアルバイト収入が途絶え又は減額され生活が困難な学生

（例）新型コロナウイルス禍の影響により、アルバイトをしたいが求人も少なく、現在の状況では不安でできない学生

（例）新型コロナウイルス禍の影響により、保護者など学費支弁者の収入が著しく減額され、仕送りが途絶え又は減額され生活が困難な学生

##### 3. 支援内容

「生活支援金10,500円」（セイコーマート電子マネーPECOMAへのチャージ、一人1回限り）を支給する。

##### 4. 申請期限

2021年7月15日

以上